







仕様書番号：第 15 号

仕 様 書

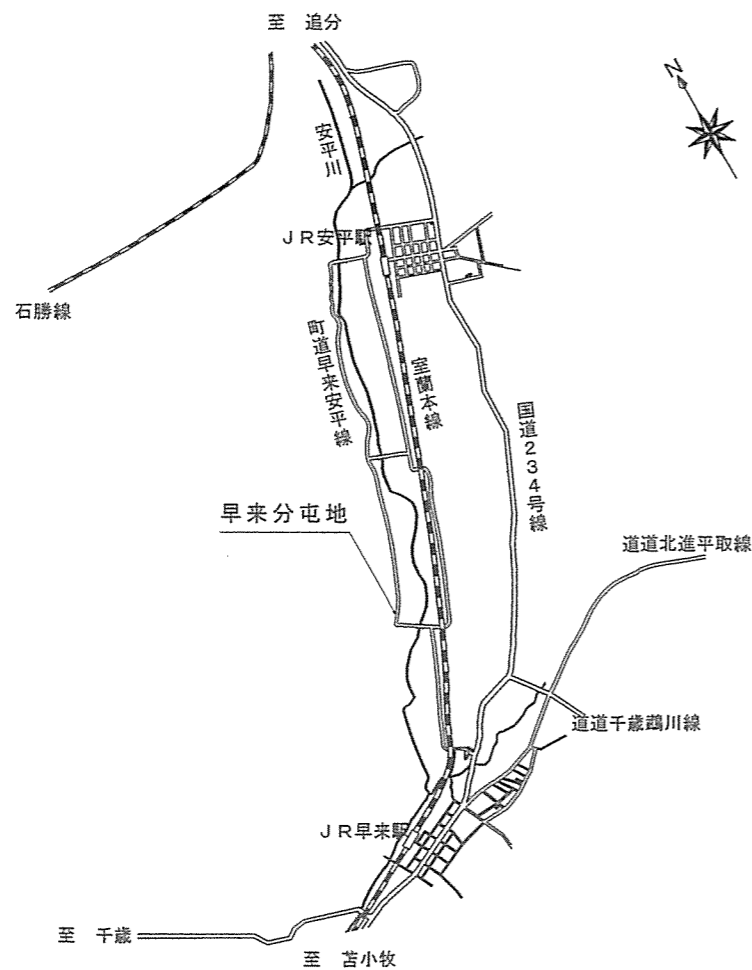
- 1 役務名 : ボイラー用燃料タンク清掃等役務
- 2 役務場所 : 北海道勇払郡安平町東早来番外地 陸上自衛隊早来分屯地
- 3 役務概要 : 地下タンク貯蔵所(灯油3KL) 1基及び地下タンク貯蔵所(灯油20KL) 1基の内部に堆積しているスラッジ等の除去、清掃及び点検

特 記 事 項	項 目	事 項						
特 記 事 項	1 安全管理	(1) 清掃等作業者は危険物取扱者乙種四類以上の有資格者で、衛生管理に精通した者でなければならない。 (2) 清掃作業間における油の流出防止等の保全については、確実に行うこと。 (3) 清掃作業間の静電気による事故防止を確実に行うこと。 (4) タンク内部潜入に先立ちマンホールを開放後、強制換気を十分に行いながら安全を確認し、タンク内部に潜入すること。 (5) 火気の使用は特に注意し、指定場所以外での使用は厳禁とする。						
	2 準備作業	(1) タンク内残油の移送については、ポンプ及び吸引車により抜き取り、請負業者が準備した燃料タンク車に移送するものとする。 移送に先立ち、所管消防(胆振東部消防組合)へ危険物仮取扱申請を行い、承認を得るものとする。この際、申請に必要な手数料等は、請負業者の負担とする。 (2) タンク内残油予定量 <table border="1" data-bbox="1914 577 2389 661"> <tr> <td></td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所(3KL)</td> <td>3000L</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所(20KL)</td> <td>20000L</td> </tr> </table>		6月30日	地下タンク貯蔵所(3KL)	3000L	地下タンク貯蔵所(20KL)	20000L
		6月30日						
	地下タンク貯蔵所(3KL)	3000L						
地下タンク貯蔵所(20KL)	20000L							
3 清掃作業	(1) 油泥、スラッジ等は吸引車等で抜き取り、部外に搬出し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、請負業者の負担により適正に処理するものとする。また、マニフェストについては履行完了日までに遅滞なく監督官に提出するものとする。 (2) タンク内潜入後、スラッジ等を除去し、洗浄油にて洗浄するものとする。 (3) 洗浄油による洗浄はタンク内部全体について2回以上実施するものとし、終了の都度ウエス拭きを実施し官側の確認を受けるものとする。 (4) 部分的なスケール、錆等は非磁性ブラシ等を使い手作業により入念に除去するものとする。							
4 点検作業	(1) 地下タンク貯蔵所(3KL・20KL) ア 外観目視検査 (7) 鏡板及び胴板溶接部 (4) 鏡板及び胴板全面の腐食状況 イ 磁粉探傷検査 鏡板及び胴板の溶接線全線 ウ 肉厚測定 鏡板及び胴板の概ね500mmの間隔でとった格子の交点 (2) 板厚測定においては、設計時の板厚に対してその90%以下である測定値が得られた箇所においては、当該箇所を中心に半径300mmの範囲内について概ね30mmの間隔でとった箇所を追加すること。 (3) 点検は確実に実施するものとし、その他特に必要とするところについては、監督官の指示による。							

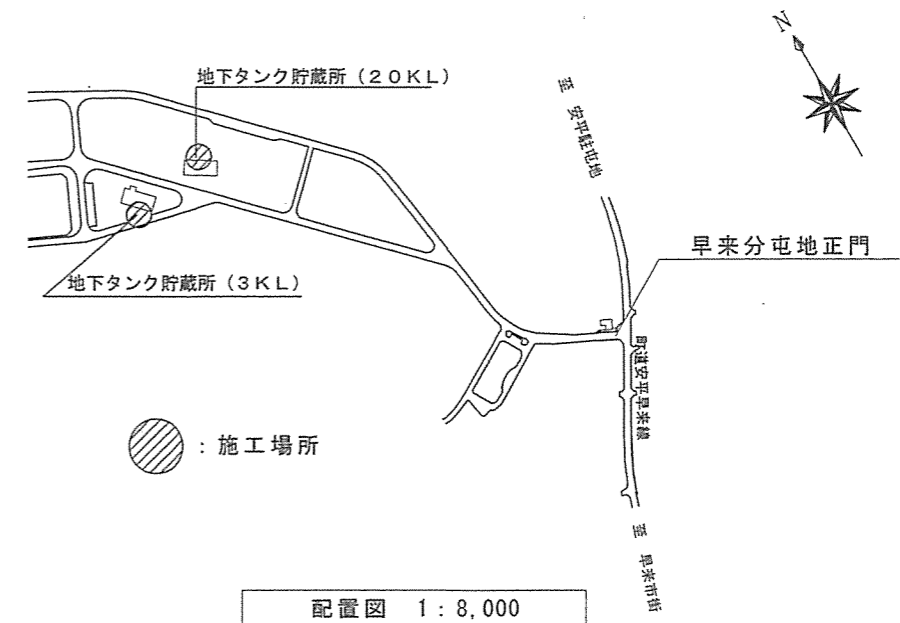
一 般 共 通 事 項	項 目	事 項
一 般 共 通 事 項	1 総 則	図面及び本仕様書は、陸上自衛隊早来分屯地において行う「ボイラー用燃料タンク清掃等役務」について必要な事項を規定する。
	2 施 工	本役務は本仕様書、図面によるほか、消防法、労働安全衛生法等関係法令に準拠して実施するものとする。
	3 疑 義	本仕様書及び図面に明記のないとき、又は疑いを生じたときは監督官と協議する。
	4 軽 微 な 変 更	現場の納まり状況により軽微な変更の必要性が生じたときは、監督官と調整し、その指示により実施する。ただし、請負金額等の変更はしない。
	5 材 料	(1) 製造所及び商品名のある場合は、そのもの又は同等以上とする。ただし、同等以上とする場合は、監督官の承諾を受ける。 (2) 機器及び材料は、仮設用材料及び再使用を指定された物を除きすべて新品を使用するものとする。
	6 材 料 検 査	使用材料は役務現場に搬入後、監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
	7 現 場 管 理	(1) 本役務場所は、危険物取扱に関する政令等に規制を受けている施設であり、危険物・消防関係法令を遵守し安全管理に努めると共に火災予防には万全を尽くす。 (2) 出入口及び危険性のある場所には、危険標示等の処置を行なう。 (3) 役務現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。 (4) その他官側の規則等に従うこと。
	8 書 類 手 続	本役務に必要な書類等は、監督官の指示に従い遅滞なく行なう。
	9 役 務 写 真	役務写真は、実施前・完了及び実施中の隠蔽となる箇所、主要な実施段階の実施状況、その他監督官の指示する箇所を撮影し、役務写真帳(A4縦)に整理して監督官へ提出する。
	10 跡 片 付 け	役務完了に際しては、役務現場の跡片付け及び清掃を行なう。
	11 保 証 期 間	本役務完了後1年間における実施の不備等による損傷は、請負業者の負担として無償にて修復しなければならない。
	12 補 償	本役務において既存の施設等に損傷を与えた場合には、速やかに監督官へ報告すると共に、請負業者の負担において復旧する。
	13 そ の 他	(1) 本役務は、仕様書に示された設備等がその機能を完全に発揮するよう確実に実施すると共に、他の既存設備の機能を損なわないよう十分に注意する。 (2) 請負業者は、役務実施に際し安全管理等について特に注意するものとする。 (3) 本役務に必要な官公庁への申請・報告書類及び図面作成については、すべて請負業者において実施し、諸経費についてもすべて負担すること。 (4) 本役務により使用する資材、電気、水、機械工具は特記なき場合はすべて請負業者において準備するものとする。

件 名	ボイラー用燃料タンク清掃等役務				4枚中の1枚	
図面名	仕 様 書				縮尺	—
支 処 長	総務科長	営繕班長	営繕専門官	給排水ボイラー係長	設 計	
						
陸上自衛隊早来燃料支処 総務科 営繕班						令和5年7月14日

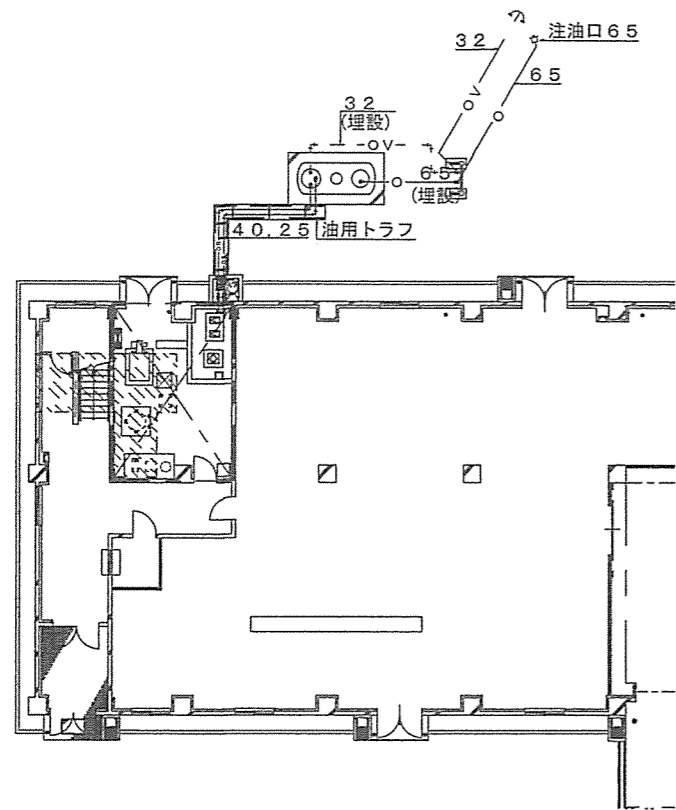
特記事項	項目	事項																		
	5 復旧作業	<p>(1) 清掃等完了後、上部及び側部マンホールを復旧するものとし、貯油可能な状態に復旧するものとする。なお、交換資材については請負業者が負担するものとする。</p> <p>(2) 交換資材一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タンク種別</th> <th>使用箇所</th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下タンク貯蔵所(3KL)</td> <td>上部マンホール</td> <td>マンホールパッキン</td> <td>φ500</td> <td>枚</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所(20KL)</td> <td>上部マンホール</td> <td>マンホールパッキン</td> <td>φ500</td> <td>枚</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記交換資材の他、役務実施上取外した箇所についてはパッキン類を交換するものとする。</p> <p>(3) 清掃等作業終了後、再使用可能油をタンクに戻すものとし、再使用可能油量・スラッジ量等を明記し監督官に提出するものとする。また、タンク移送の際には周囲に油が飛散することがないように、十分に確認しながら作業するものとし移送完了後も漏油がないことを確認するものとする。</p> <p>(4) 作業に使用したウエス及び交換したパッキン類等は、請負業者の責任において適正に処分するものとする。</p>	タンク種別	使用箇所	品名	規格	単位	数量	地下タンク貯蔵所(3KL)	上部マンホール	マンホールパッキン	φ500	枚	2	地下タンク貯蔵所(20KL)	上部マンホール	マンホールパッキン	φ500	枚	2
	タンク種別	使用箇所	品名	規格	単位	数量														
地下タンク貯蔵所(3KL)	上部マンホール	マンホールパッキン	φ500	枚	2															
地下タンク貯蔵所(20KL)	上部マンホール	マンホールパッキン	φ500	枚	2															
	6 検査	<p>清掃終了後、内部清掃状況等について検査官の検査を受けるものとし、全作業終了後はマンホール等の復旧状況、漏油の有無等について検査官の検査を受けるものとする。</p>																		



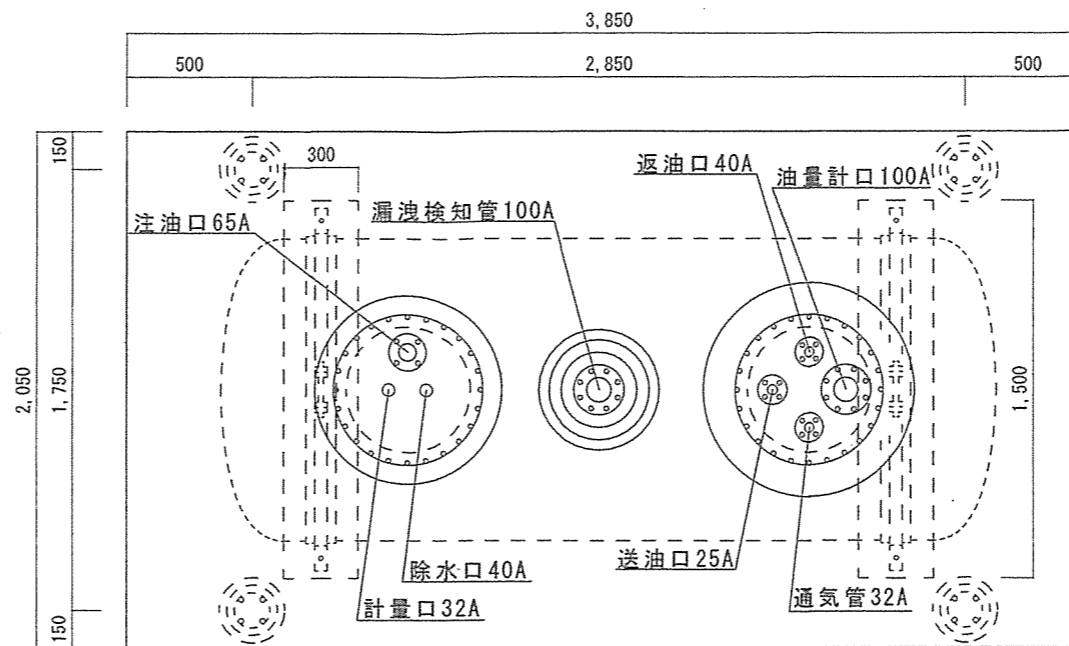
案内図 S = 1 : 70,000



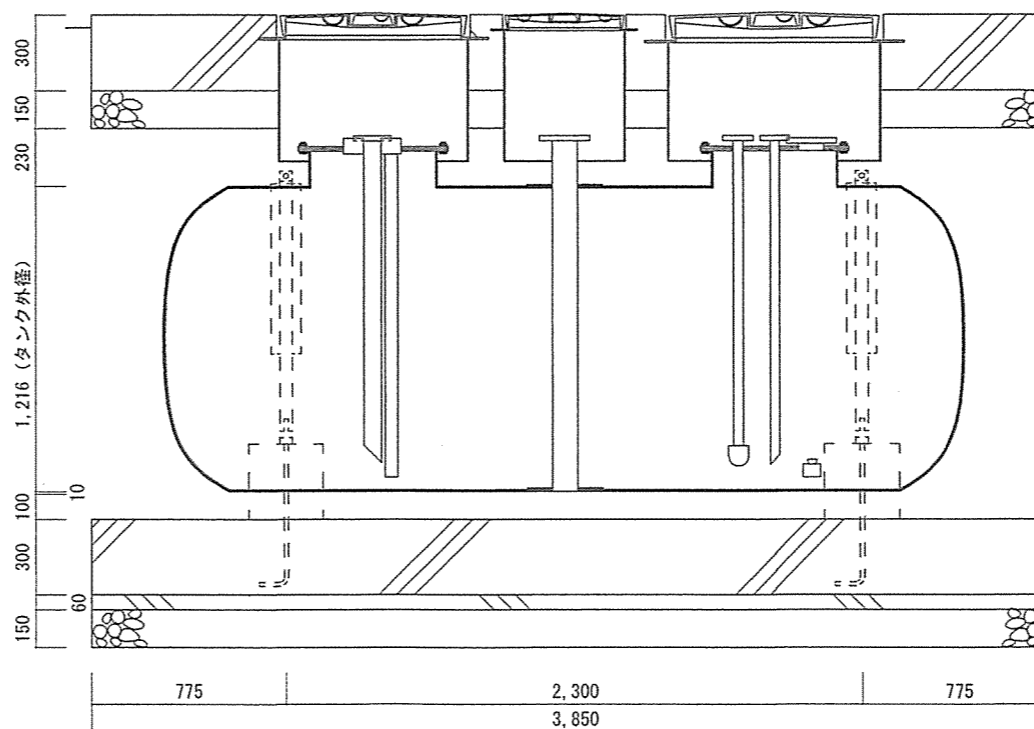
件名	ボイラー用燃料タンク清掃等役務	4枚中の2枚
図面名	仕様書・案内図・配置図	縮尺
陸上自衛隊早来燃料支処 総務科 営繕班		令和5年7月14日



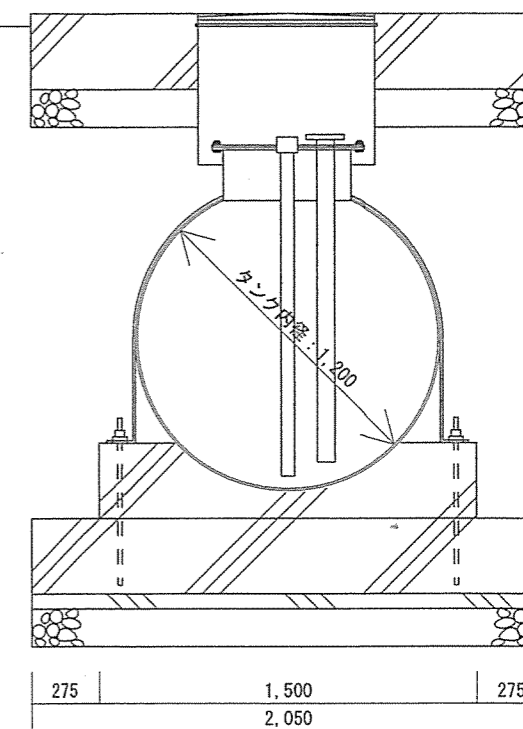
# 2 地下タンク配置図 S=1/300



平面図



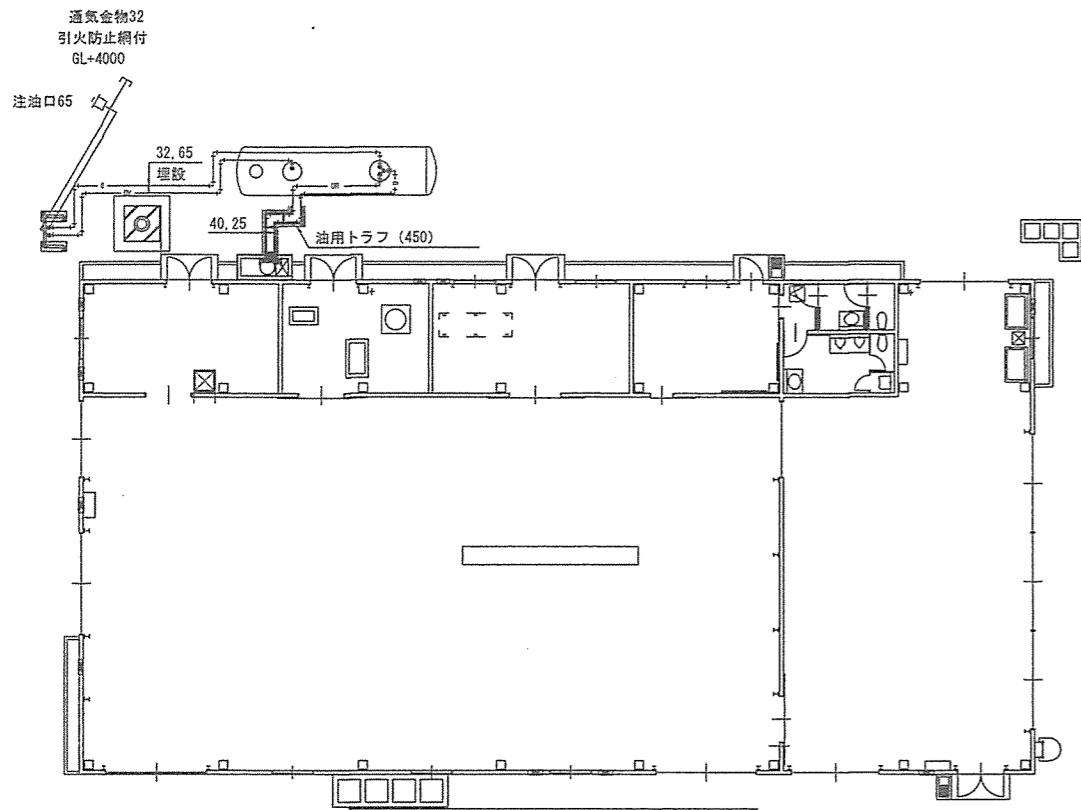
地下タンク正面図 S=1/30



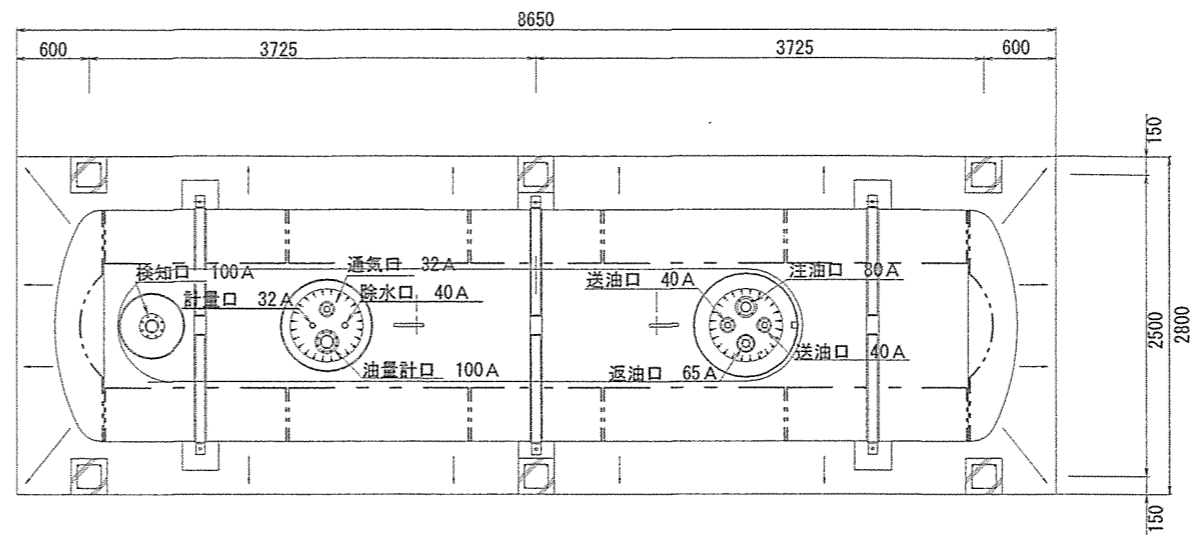
側面図

# 2 燃料地下タンク詳細表	
名称	3[KL] SF二重殻タンク (TOSF-3)
適用法規	消防法 (地下タンク貯蔵所)
本体形状	1,200φ × 3,118 L
本体材質	SS400 : 6.0mm
外殻材質	FRP:2.0 [mm]
申請容量	3 KL
燃料種類	灯油
配管長さ	送油管 : 65A × 3.9m 25A × 8.3m 返油管 : 40A × 8.1m、通気管 : 32A × 15.7m

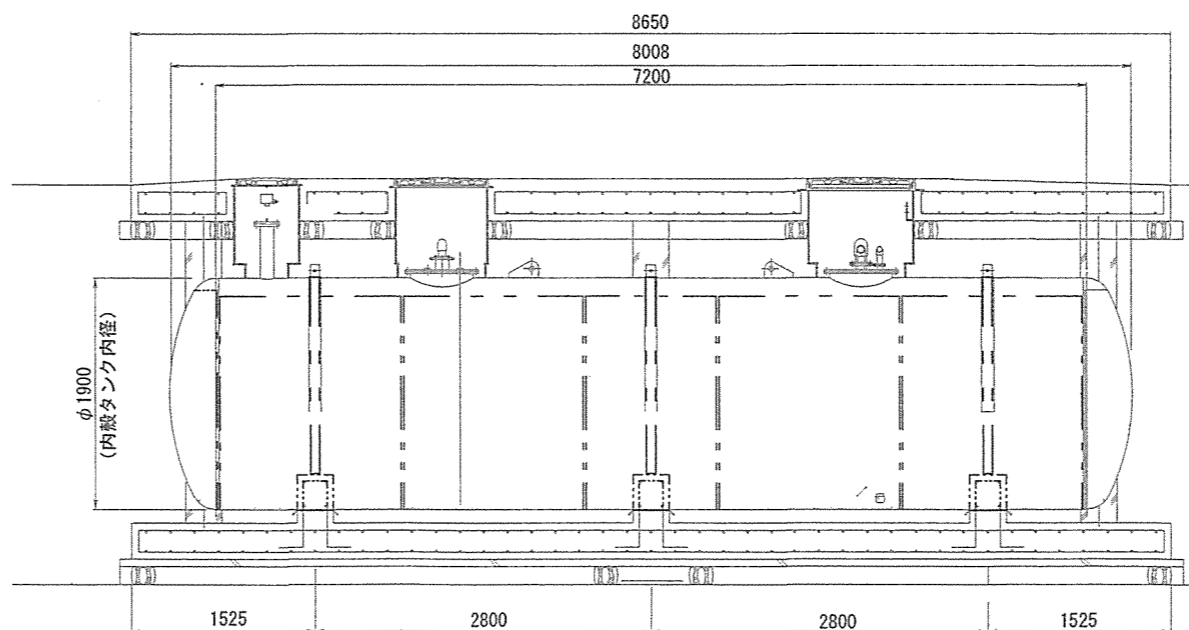
件名	ボイラー用燃料タンク清掃等役務	4枚中の3枚
図面名	仕様書・案内図・配置図	縮尺
陸上自衛隊早来燃料支処 総務科 営繕班 令和5年7月14日		



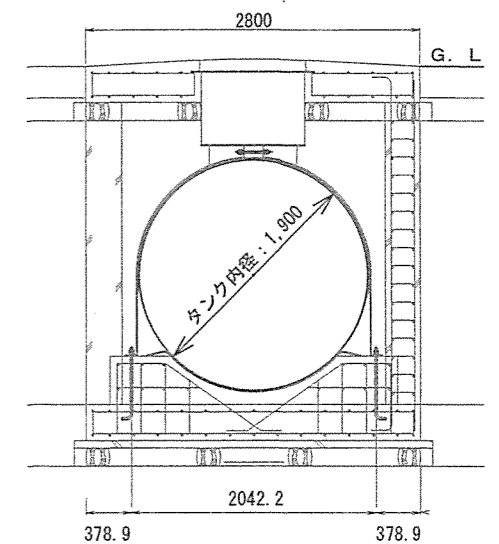
#9 地下タンク配置図 S=1/300



平面図



地下タンク正面図 S=1/250



側面図

#9 燃料地下タンク詳細表	
名称	T0-01 SF二重殻タンク 20KL
適用法規	消防法 (地下タンク貯蔵所)
本体形状	φ1900×7200L
本体材質	SS400 : 9.0mm
外殻材質	FRP:2.0 [mm] 以上
申請容量	20KL
燃料種類	灯油
配管長さ	送油管 : 25A×8.8m 65A×16.7m 返油管 : 40A×7.9m、通気管 : 32A×13m

件名	ボイラー用燃料タンク清掃等役務	4枚中の4枚
図面名	仕様書・案内図・配置図	縮尺
陸上自衛隊早来燃料支処 総務科 営繕班 令和5年7月14日		